

意見書

平成25年3月18日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめきんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

※本意見書において、敬称は省略させていただいております。

章	具体的内容
	<p><はじめに></p> <p>日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えます。</p> <p>一方、複数の二種指定事業者が同じ規制下でモバイル接続料を設定する現状において、接続料の算定方法を不当に拡大解釈し、接続料を高額に設定する二種指定事業者が仮に存在すれば、公平な競争環境が損なわれるため問題であると考えます。総務省においては、二種指定事業者がそれぞれ適切に接続料を算定しているか、厳格に検証を行うことが必要です。この点、報告書(案)において、「公平性確保の観点」を基本的な観点として位置づけるとされたことは、適切であると考えます。今回、報告書(案)で示された算定方法に関する考え方については、二種指定ガイドラインにも明記すべきと考えます。</p> <p>また、日本におけるMVNOに関する現行の制度については、MVNOがMNOに比べて交渉上弱い立場にあることを前提として作られており、接続の形態によるMVNOの参入を認めているという点等において、世界的にみてもMNOに対して特に厳しい規制が課されている状況にあります。</p> <p>しかしながら、モバイル市場においては、端末レイヤーや上位レイヤーが起点となった新たな垂直統合モデルが出現し、MNOの事業領域がネットワークレイヤーにおいて単にデータ転送をする役割に留まる「ダムパイプ化」が進展する可能性が指摘されるなど、大きな市場環境の変化がグローバルな規模で起こっており、日本においてもMNOに対して強い交渉力を持つMVNOが市場に参入してくることが予想されます。</p> <p>平成23年12月20日の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する情報通信審議会答申においても、「MVNOに関する現在の制度が「ダムパイプ化」の流れを促進する可</p>

章	具体的内容	
	<p>能性があることを踏まえつつ、グローバルなMVNOの展開が見られる中で、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。」</p> <p>「したがって、モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブを損なわないことに留意しつつ、MNO・MVNOの双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要であり、この観点から、適時適切にルールの見直しを行っていくことが求められる。」と明記されているところです。</p> <p>今回の報告書(案)の内容についても、MVNOに過度に有利な内容とならないか、慎重に検討される必要があると考えます。</p> <p>また、競争政策委員会等の公の場において、そもそも接続の形態によるMVNOの参入を今後も認める必要があるかという観点で、現在のMVNO制度を抜本的に見直すための検討を早急に行う必要があると考えます。</p>	
<p>第2章 各課題の検討</p>	<p>1. 設備区分別算定</p>	<p>精緻な設備区分別算定を導入するためには、設備区分ごとの需要計測や、コストを細分化して把握することなどが必要となることから、新たな算定コストが発生します。こうした算定コストを抑制するためにも、設備区分は必要最小限にとどめることが適切であると考えます。また、他の合理的で簡便な方法の採用も認められるべきであると考えます。</p>
	<p>2. 移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表 第2の関係</p>	<p>企業結合により発生したのれん代や識別可能資産は、買収価額により変動するものであり、競争入札等においては著しく高騰することがあります。また、償却期間も将来の業績見積み次第で変動することから、基地局や伝送設備のように同一の条件で評価・償却できる性質のものではないと考えます。従って、実績原価方式で算定する接続料において、のれん償却額を「個別のやむを得ない事情」として算入することは不適切であると考えます。</p>
	<p>3. 原価の範囲(営業コストの算入)</p>	<p>新しく獲得した周波数を利用したサービスエリアの拡大及びサービス品質の向上等に係る宣伝費等は、自社サービスの販売促進を目的とした周知活動にかかるコストであり、「周波数再編の周知コスト」として接続料原価への算入が認められる「設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業費」には含まれないと理解しております。</p>

章		具体的内容
4. 利潤	(1) 機能に係るレートベース	のれん代のように買収価額により変動するものは「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とは言えないため、レートベースから除外されるべきと考えます。
	(2) 資本構成比の算定	—
	(3) 自己資本利益率の算定	総務省において β の適正な範囲を検証するにあたっては、非上場企業や複数事業を営む事業者の β を適正に評価するために合理的な推計の手法として、代表的な携帯電話事業者の β を基にアンレバード、リレバードした値をベンチマークとすることが適当と考えます。また、報告書(案)で資本構成比を検討する際に、様々な考え方があなかで、適正性・透明性・公平性の観点から貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用したことに鑑みると、アンレバード、リレバードを行う際に用いる資本構成比についても、算定対象事業者の貸借対照表上の簿価から直接算出した比率を用いてベンチマークを算出すべきであり、当該ベンチマークを超えない範囲に各算定事業者の β 値を抑えることが適当であると考えます。また、総務省は、当該ベンチマークを著しく超える β 値を採用した事業者の扱いについて、ガイドラインに明記すべきと考えます。
5. データ接続料の算定	(1) データ接続料の需要	これまで主張させていただいた通り、ISP側総帯域幅で算定すべきと考えます。
	(2) データ接続料の接続料原価	<p>MVNOからの接続請求又は需要増対応要請に即応する場合において、MNOはいわゆる「在庫」の一部をMVNOに提供し、接続に応じることになります。この場合、当該MVNOはMNOと等しく全ての「在庫」の利益を享受していることになります。</p> <p>仮に、MNOに一切の「在庫」の保有が認められないとするならば、MNOは、MVNOから受ける接続請求及び需要増対応要請に対し、MNO網の設備増設が完了するまでの間、当該接続請求及び対応要請に応えることができなくなります。また、周波数逼迫によりMNO網の設備増設ができない場合には、やむを得ず、当該接続請求及び対応要請をお断りせざるを得ません。さらに、当該設備増強に係る費用は、当該接続請求及び対応要請に応えるためだけに発生するコストであることから、当該接続請求及び対応要請を行ったMVNOに全額負担いただくを得ません。</p> <p>従って、MNOが保有する設備余裕については、受益者であるMVNOにも応分負担を求める整理とすることが適切であると考えます。</p>
	(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度	データ接続料の算定にあたり、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いようとした場合、必然的に予測値を用いることとなり、接続料は暫定料金となります。予測値と実績値の乖離

章		具体的内容
		<p>について別途精算を行う必要が発生し、結果として接続料の確定が最大で2年程度先になります。暫定料金による精算期間が長期間にわたることとなり、MNO 及び MVNO の両者とも、経営に与える影響を予測することがこれまで以上に困難になります。さらに、精算額が多額となる場合も考えられ、MNO 及び MVNO の経営に深刻な影響を及ぼしかねません。</p> <p>また、MNO は熾烈な競争環境下において、爆発的に増大するトラヒック対策や、急速に進展する技術革新に対応するため、様々なリスクを負って絶え間なく設備投資を行っています。一方、MVNO は、MNO のような設備投資リスクを負うことなく、自由に MNO 網を選択し、原則期間の縛りもなく、利用する期間についてのみ減価償却ベースで費用を負担することにより、MNO と同様に全国エリアでのサービスを簡単に展開することができます。このように、既に世界的にみても MNO に対して特に厳しい規制が存在する上に、更に MVNO に配慮した何がしかの措置を講じようとする事は、却って MNO と MVNO 間の公正な競争を阻害することにもなりかねません。</p> <p>従来、適用年度の前年度における実績値を採用した接続料算定が是認されてきたことに鑑みると、前述のような MNO 及び MVNO の経営に与える影響の考慮や、MNO と MVNO 間の公正な競争環境を確保する観点も含め、実績値の測定年度の見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p>
6. その他の課題	(1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について	—
	(2) 接続固有に発生する費用	—